

平成 27 年 9 月 15 日付け茨城県災害対策本部「平成 27 年台風 18 号に伴う『災害派遣等従事車両証明書』について」に基づく交付方法は、無料措置を行う路線の追加等を生じたため、9 月 18 日から下記の通りとします。

平成 27 年台風 18 号等に伴うボランティア従事車両への「災害派遣等従事車両証明書」の交付について

平成 27 年 9 月 18 日
茨城県災害対策本部

常総市及びその周辺を被災地として、ボランティア活動に従事することを目的に使用する車両について、「災害派遣等従事車両証明書」を交付します。

高速道路等有料道路の料金所を出る際、本証明書を料金所に提出することにより、有料道路の通行料金について、無料措置が講じられます。

記

1 証明書を発行する期間

平成 27 年 9 月 18 日（金）から 9 月 30 日（水）まで

2 有料道路料金の無料措置を行う路線

東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）及び茨城県道路公社が管理する各路線

3 災害派遣等従事車両の証明手続き

(1) 対象となる車両

常総市及びその周辺を被災地として、ボランティア活動に従事することを目的に、ボランティア参加者が現地に向かうために使用する車両。

(2) 証明に必要な手続

別紙「災害派遣等従事車両証明の申請書」を以下の送付先にファクスで提出してください。

（送付先）茨城県 保健福祉部 福祉指導課

ファクス番号：029-301-6200 又は 029-301-3179

(3) 証明の流れ

提出された書類を茨城県で審査し、活動を行う予定であることが確認された場合は、「災害派遣等従事車両証明書」を郵送します。

ただし、郵送では間に合わない場合等には、取り急ぎファクス又は電子メールで原本写しをお送りし、追って原本を郵送します。

※原本写しは、原則として以下の時刻までに発送します（確認事項がある場合は電話連絡します）。

午前中（0:00～11:59）に到着した申請	→	当日 17:00 までに発送します。
午後（12:00～23:59）に到着した申請	→	翌日 12:00 までに発送します。

※証明書が送付されず、電話連絡もない場合は、下欄の連絡先へお電話ください。

4 証明書の使用方法

出入口とも一般の料金所を利用し、精算する料金所ごとに「災害派遣等従事車両証明書」を提出してください（ETC利用はできません）。

※原則として原本を提出してください。ただし、原本を紛失したり、原本の到着が間に合わなかった場合は、Faxで送られた原本写しを料金所に提出し、その旨を係員に説明してください

※やむを得ず原本写しで料金所の対応をした場合は、後日、原本を、精算した各料金所に提出（郵送可）してください。原本の提出を行わない場合、高速道路会社から料金を請求される場合があります。

5 注意事項

- ・証明書は、精算する料金所ごとに車両1台につき1枚必要となります。

（例1）常磐道水戸ICから谷和原ICまで利用する場合

→常磐道の精算を行う料金所（谷和原IC）で使う1枚が必要となります。

（例2）首都高霞ヶ関ランプから常磐道谷和原ICまで利用する場合

→常磐道と首都高の精算を行う料金所（三郷料金所、谷和原IC）でそれぞれ1枚、計2枚必要です。

- ・複数の車両で反復利用する場合も、同様に1回の通行につき1台1枚の取り扱いとなります。

6 個人情報の取扱いについて

申請情報については、利用した各高速道路情報会社に茨城県から情報提供することをあらかじめご承知おき下さい。

【連絡先】

茨城県保健福祉部福祉指導課 地域福祉グループ

電話：029-301-3157

ファクス：029-301-6200

電子メール：fukushi1@pref.ibaraki.lg.jp

災害派遣等従事車両証明の申請書

茨城県知事 殿

平成 年 月 日

申請者

郵便番号 : _____

住 所 : _____

氏 名 : _____

電話番号 : _____

Fax 番号 : _____

メールアドレス : _____

平成 27 年台風第 18 号による洪水に伴う災害救助のため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、茨城県道路公社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路を通行します。

1 使用 () 予定年月日	平成 年 月 日 ()
2 通行予定道路名	自動車道
3 予定区間	I C ~ I C
4 乗車責任者の氏名	
5 同乗者の氏名	
6 車両登録番号	
7 申請枚数	枚
8 活動場所 ※地名(市名等)を具体的に記入	
9 活動内容 ※右の活動のみが無料通行の対象	

注) 証明書は、車両 1 台につき、料金所ごとに通行 1 回につき 1 枚必要です。